

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-121
許認可等の種類	特別緑地保全地区内における行為の許可			
根拠法令条例等・条項	都市緑地法第14条第1項、第2項			
許認可等の概要	特別緑地保全地区内における建築物新築、宅地造成、木竹伐採等の行為の許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>○ 都市緑地法</p> <p>第14条第1項 特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。</p> <p>一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 三 木竹の伐採 四 水面の埋立て又は干拓 五 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの(←注:実際には定めはない。)</p> <p>第14条第2項 都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該緑地の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。</p>			
基準の制定根拠	都市緑地法第14条第1項、第2項			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(許可申請に係る行為が多様であり、事案ごとの裁量が大きいため)			
期間の制定根拠	—			